

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 4 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 48 件

厚生年金保険関係 48 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600753号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700028号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における平成24年7月25日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成24年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年7月25日

② 平成24年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書(控)」及び「平成24年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに同法人からの回答により、請求者は、請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間①については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明

細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②については、事業主は請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、オンライン記録によると当該期間に係る賞与の記録は既に訂正されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

なお、厚生年金保険法において被保険者期間を計算する場合は月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、被保険者期間の計算の基礎となる各月に対し保険料を賦課すると規定されているところ、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成24年12月29日とされており、同年12月は被保険者期間に算入されず、保険料賦課の対象とならないことから、請求期間②に係る賞与の記録は保険給付の対象とならない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600766号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700026号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書(事業所保存用)及び同社の回答(以下「資料」という。)並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された資料等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが必要であ

る。

また、賞与支給日については、A社から提出された資料等により確認できる支給年月日から、平成17年7月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600802号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700027号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における平成20年7月25日の標準賞与額を22万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書(控)」及び同法人からの回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書(控)」において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600808号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700025号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日に、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで

昭和40年9月からA社B工場に勤務し、同年12月に同工場がC県D市に移転した際、同僚等と一緒にD市の工場に異動し、昭和58年まで継続して勤務したが、請求期間の被保険者記録がないので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

事業主からの回答、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び給与・社会保険事務担当者からの回答により、A社においては、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められる上、同僚から提出された請求期間に係る給料支払明細書により、昭和41年1月の給料支払明細書では厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求期間のうち、昭和40年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、昭和40年12月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年2月の標準報酬月額の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

加えて、適用事業所名簿によると、A社は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となつたものであり、請求期間当時は、適用事業所ではなかつたことが確認できる。しかしながら、同僚の厚生年金保険被保険者記録や陳述により、A社は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であり、適用事業所となつた時点で被保険者は34人おり、請求期間当時においても、常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料がないため不明であると回答しているが、A社は請求期間において適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は請求者に係る昭和40年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は請求者に係る当該月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間については、前述のとおり、A社においては、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められるところ、同僚から提出された昭和41年2月の給料支払明細書では厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、昭和41年1月の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和41年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600867 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700029 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を43万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、43万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600868 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700030 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を23万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600869 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700031 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を63万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、63万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600870号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1700032号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を42万円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和45年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、42万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600871 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700033 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を33万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、33万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600872 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700034 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を28万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、28万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600873 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700035 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を17万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600874 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700036 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を28万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、28万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600875号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1700037号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和52年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600876 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700038 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600877 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700039 号

第1 結論)

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を15万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、15万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600878 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700040 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600879号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700048号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を21万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1600880号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1700052号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を22万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600881 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700053 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600882号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700055号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を18万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600883 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700056 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を18万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600884 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700058 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600885 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700068 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600886 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700069 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を20万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600887 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700070 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600888 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700071 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を16万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、16万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600889 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700072 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を19万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、19万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600890 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700060 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600891 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700061 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を11万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、11万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600892 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700062 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600893 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700063 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を12万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600894 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700064 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を19万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600895 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700041 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600896 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700044 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600897号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700046号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600898 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700050 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600899 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700042 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600900 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700043 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600901 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700045 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を6万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600902号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700047号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を8万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600903 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700049 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を32万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600904 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700051 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を7万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600905 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700054 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を25万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600906 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700057 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600907 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700059 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を12万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600908号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700065号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600909 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700066 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を25万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600910 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700067 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を17万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月22日

請求期間において、私は、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。